

事前予約制  
相談無料

令和6年度(2024年度)

弁護士による

# 特別労働相談

しごと相談・支援センターでは、賃金、解雇等の労働条件に関することや、職場でのトラブルなど、労使双方からの様々な労働相談について、中立の立場から専門の相談員(社会保険労務士)が助言を行います。

また、相談員が相談をお伺いした上で、より高度で専門的な助言を必要とされるものについては、弁護士による特別労働相談も実施しています。なお、弁護士による特別労働相談は、特別労働相談実施日の3日前までの予約が必要です。

## < 弁護士による特別労働相談実施日 >

### 令和6年(2024年)

4月 8日(月)	5月 10日(金)	6月 6日(木)
7月 2日(火)	8月 5日(月)	9月 6日(金)
10月 9日(水)	11月 6日(水)	12月 9日(月)

### 令和7年(2025年)

1月 17日(金)	2月 6日(木)	3月 4日(火)
-----------	----------	----------

< 実施時間 > 午後1時30分～午後4時30分

(相談は1人30分以内)

< 場所 > 熊本県しごと相談・支援センター

(熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階)

< お問い合わせ・ご予約 >

しごと相談・支援センター

・労働相談窓口電話：096-352-3613

・センターの利用時間

月～金：午前9時から午後7時まで

土：午前10時から午後5時まで

\*日曜、祝日、年末年始は休み。

調停・裁判中のご相談はご遠慮ください。